

## 役員、評議員及び各種委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成 29 年 6 月 9 日規程第 12 号)

平成 31 年 3 月 25 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大熊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他、会長が必要と認めた者

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務の形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
- (2) 常勤役員等については、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。
- (3) 会長以外の非常勤役員等については、報酬を支給しない。

2 報酬が月額で定められている役員等については、月の中途において就任したときは、その日から日割り計算により報酬を支給し、退職、失職又は免職等により月の中途において職を離れた場合は、その月分の報酬を支給する。ただし、その職を離れた月に再び就任したときは、その月の翌月以後から報酬を支給する。

(会長の報酬等の算出方法)

第 4 条 会長に対する報酬等の額は、別表 1 のとおりとする。

2 会長が本会で招集する会議又は研修に出席したときは、第 7 条に規定する旅費及び第 8 条第 1 項第 1 号に規定する費用弁償は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 5 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 2 に定める額
- (2) 期末手当については、別表 2 に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第 12 条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第 6 条 会長及び常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支払日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日に当たるとき

は、本会の給与規程第7条に準じた日とする。

(2) 期末手当は、毎年6月と12月に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費の支給)

第7条 役員等が本会の職務のため出張したときは、本会の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(費用弁償)

第8条 第2条に掲げる役員等が、本会の招集に応じ会議等に出席した場合は、次の金額を費用弁償として支給する。ただし、常勤の役員は除く。

- (1) 理事及び監事 出席1回につき 5,000円
- (2) 評議員及び各種委員会等の構成員 出席1回につき 3,000円
- (3) 本会を代表して感謝状等の贈呈を行うとき 出席1回につき 3,000円

2 交通費の実費が前項に規定する額を超える場合には、本会の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項に規定する費用弁償は行わない。

(重複給与の禁止)

第9条 地方公共団体の職員及び公職にある者が、本会の役員等を兼ねるときは、役員等として受け取るべき報酬及び費用弁償は支給しない。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 (平成29年6月9日規程第12号)

この規程は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月25日規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 役 職 名 | 月 額 報 酬   |
|-------|-----------|
| 会 長   | 200,000 円 |

別表 2 (第 5 条関係)

| 役 職 名 | 月 額 報 酬   | 期 末 手 当               |
|-------|-----------|-----------------------|
| 常務理事  | 230,000 円 | 期末手当基礎額の 100 分の 127.5 |

期末手当支給時に給与規程第 19 条第 5 項に規定する役職手当として報酬基礎額に 100 分の 115 を加算する。